

環境物品等の調達の推進を図るための方針について

厚生労働大臣

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号。）第 7 条第 1 項の規定に基づき、令和 4 年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第 3 項の規定に基づき、公表する。

環境物品等の調達の推進を図るための方針

I. 特定調達物品等の令和 4 年度における調達の目標

令和 4 年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（令和 4 年 2 月 25 日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

また、基本方針に規定された配慮事項についても、調達の推進に当たってできる限り配慮するよう努めることとする。

1. 紙類

特定調達品目（※ 1）	調達目標
<ul style="list-style-type: none">・コピー用紙・フォーム用紙・インクジェットカラープリンター用 塗工紙・塗工されていない印刷用紙・塗工されている印刷用紙・トイレットペーパー・ティッシュペーパー	各品目の当該年度の調達総重量（kg）に占める、基準を満たす物品の重量（kg）の割合を 100% とする。

（※ 1） 国及び独立行政法人等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類

2. 文具類

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none">・シャープペンシル・シャープペンシル替芯・ボールペン・マーキングペン・鉛筆・スタンプ台・朱肉・印章セット・印箱	各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を 100% とする。

- ・公印
- ・ゴム印
- ・回転ゴム印
- ・定規
- ・トレー
- ・消しゴム
- ・ステープラー（汎用型）
- ・ステープラー（汎用型以外）
- ・ステープラー針リムーバー
- ・連射式クリップ（本体）
- ・事務用修正具（テープ）
- ・事務用修正具（液状）
- ・クラフトテープ
- ・粘着テープ（布粘着）
- ・両面粘着紙テープ
- ・製本テープ
- ・ブックスタンド
- ・ペンスタンド
- ・クリップケース
- ・はさみ
- ・マグネット（玉）
- ・マグネット（バー）
- ・テープカッター
- ・パンチ（手動）
- ・モルトケース（紙めくり用スポンジケース）
- ・紙めくりクリーム
- ・鉛筆削（手動）
- ・OAクリーナー（ウエットタイプ）
- ・OAクリーナー（液タイプ）
- ・ダストブロワー
- ・レターケース
- ・メディアケース
- ・マウスパッド
- ・OAフィルター（枠あり）
- ・丸刃式紙裁断機
- ・カッターナイフ
- ・カッティングマット
- ・デスクマット
- ・OHPフィルム
- ・絵筆
- ・絵の具
- ・墨汁
- ・のり（液状）（補充用を含む。）
- ・のり（澱粉のり）（補充用を含む。）
- ・のり（固形）（補充用を含む。）
- ・のり（テープ）
- ・ファイル（台紙を含む。）
- ・バインダー
- ・ファイリング用品
- ・アルバム
- ・つづりひも
- ・カードケース
- ・事務用封筒（紙製）
- ・窓付き封筒（紙製）
- ・けい紙
- ・起案用紙
- ・ノート
- ・パンチラベル
- ・タックラベル

<ul style="list-style-type: none"> ・インデックス ・付箋紙 ・付箋フィルム ・黒板拭き ・ホワイトボード用イレーザー ・額縁 ・テープ印字機等用カセット ・テープ印字機等用テープ ・ごみ箱 ・リサイクルボックス ・缶・ボトルつぶし機（手動） ・名札（机上用） ・名札（衣服取付型・首下げ型） ・鍵かけ（フックを含む。） ・チョーク ・グラウンド用白線 ・梱包用バンド 	
--	--

3. オフィス家具等

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・いす ・机 ・棚 ・収納用什器（棚以外） ・ローパーティション ・コートハンガー ・傘立て ・掲示板 ・黒板 ・ホワイトボード 	各品目の当該年度の調達総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を100%とする。

4. 画像機器等

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・コピー機 ・複合機 ・拡張性のあるデジタルコピー機 ・プリンタ ・プリンタ複合機 ・ファクシミリ ・スキャナ ・プロジェクタ ・トナーカートリッジ ・インクカートリッジ 	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数又は個数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数又は個数）の割合を100%とする。

5. 電子計算機等

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・電子計算機 ・磁気ディスク装置 ・ディスプレイ ・記録用メディア 	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数又は個数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数又は個数）の割合を100%とする。

6. オフィス機器等

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none">・シュレッダー・デジタル印刷機・掛時計・電子式卓上計算機・一次電池又は小形充電式電池	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数又は個数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数又は個数）の割合を100%とする。

7. 移動電話等

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none">・携帯電話・PHS・スマートフォン	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数）の割合を100%とする。

8. 家電製品

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none">・電気冷蔵庫・電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫・テレビジョン受信機・電気便座・電子レンジ	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数）の割合を100%とする。

9. エアコンディショナー等

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none">・エアコンディショナー・ガスヒートポンプ式冷暖房機・ストーブ	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数）の割合を100%とする。

10. 温水器等

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none">・ヒートポンプ式電気給湯器・ガス温水機器・石油温水機器・ガス調理機器	各品目の当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数）の割合を100%とする。

11. 照明

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none">・ LED 照明器具・ LED を光源とした内照式表示灯・ 蛍光ランプ・ 電球形状のランプ	各品目の当該年度の調達総量に占める、基準を満たす物品の数量の割合を100%とする。

12. 自動車等

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none">・ 乗用車・ 小型バス・ 小型貨物車・ バス等・ トラック等・ トラクタ	当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（台数）に占める、基準を満たす物品の数量（台数）の割合を100%とする。
<ul style="list-style-type: none">・ 乗用車用タイヤ・ 2サイクルエンジン油	各品目の当該年度の調達総量（本数又はリットル）に占める、基準を満たす物品の数量（本数又はリットル）の割合を100%とする。

13. 消火器

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none">・ 消火器	当該年度の調達総量（本数）に占める、基準を満たす物品の数量（本数）の割合を100%とする。

14. 制服・作業服

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none">・ 制服・ 作業服	当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した制服及び作業服の調達総量（着数）に占める、基準を満たす物品の数量（着数）の割合を100%とする。
<ul style="list-style-type: none">・ 靴	当該年度におけるポリエステル繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用した靴の調達総量（着数）に占める、基準を満たす物品の数量（着数）の割合を100%とする。
<ul style="list-style-type: none">・ 帽子	当該年度におけるポリエステル繊維を使用した帽子の調達総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を100%とする。

15. インテリア・寝装寝具

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・カーテン ・布製ブラインド ・金属製ブラインド 	<p>当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用したカーテン又は布製ブラインド、及び金属製ブラインドの調達総量（枚数又は点数）に占める、基準を満たす物品の数量（枚数又は点数）の割合を100%とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・タフテッドカーペット ・タイルカーペット ・織じゅうたん ・ニードルパンチカーペット 	<p>各品目の当該年度の調達総量（㎡）に占める、基準を満たす物品の数量（㎡）の割合を100%とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・毛布 	<p>当該年度におけるポリエステル繊維を使用した毛布の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める、基準を満たす物品の数量（枚数）の割合を100%とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ふとん 	<p>当該年度におけるポリエステル繊維を使用したふとん又は再使用した詰物を使用したふとんの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（枚数）に占める、基準を満たす物品の数量（枚数）の割合を100%とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ベッドフレーム ・マットレス 	<p>当該年度におけるベッドフレーム、マットレス及びこれらを一体としたベッドの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を100%とする。</p>

16. 作業手袋

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・作業手袋 	<p>当該年度の調達総量（双）に占める、基準を満たす物品の数量（双）の割合を100%とする。</p>

17. その他繊維製品

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 集会用テント ・ ブルーシート 	当該年度におけるポリエステル繊維を使用している集会用テント又はポリエチレン繊維を使用しているブルーシートの調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を100%とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 防球ネット 	当該年度におけるポリエステル繊維、ポリエチレン繊維、又は植物を原料とする合成繊維を使用している防球ネットの調達総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を100%とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 旗 ・ のぼり ・ 幕 	当該年度におけるポリエステル繊維又は植物を原料とする合成繊維を使用している旗、のぼり及び幕の調達総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を100%とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ モップ 	当該年度の調達（リース・レンタル契約を含む。）総量（点数）に占める、基準を満たす物品の数量（点数）の割合を100%とする。

18. 設備

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽光発電システム（公共・産業用） 	調達の予定はない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 太陽熱利用システム（公共・産業用） 	調達の予定はない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料電池 	調達の予定はない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー管理システム 	調達の予定はない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 生ゴミ処理機 	調達の予定はない。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 節水器具 ・ 給水栓 	当該年度の総調達量（個）に占める、基準を満たす物品の数量（個）の割合を100%とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日射調整フィルム 	当該年度の総調達面積（㎡）に占める、基準を満たす物品の面積（㎡）の割合を100%とする。
<ul style="list-style-type: none"> ・ テレワーク用ライセンス 	当該年度に契約する総件数は167件を予定している。
<ul style="list-style-type: none"> ・ ウェブ会議システム 	当該年度に契約する総件数は9件を予定している。

19. 災害備蓄用品

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害備蓄用飲料水 ・ アルファ化米 ・ 保存パン ・ 乾パン ・ レトルト食品等 ・ 栄養調整食品 ・ フリーズドライ食品 ・ 毛布 ・ 作業手袋 ・ テント ・ ブルーシート ・ 一次電池 ・ 非常用携帯燃料 ・ 携帯発電機 ・ 非常用携帯電源 	<p>当該年度の各品目の総調達量（本数又は個数）に占める、基準を満たす物品の数量（本数又は個数）の割合を100%とする。</p>

20. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置づけられた資材、建設機械、工法及び目的物を使用する場合は、原則として、判断の基準を満足するものを使用するものとする。

21. 役務

特定調達品目	調達目標
<ul style="list-style-type: none"> ・ 省エネルギー診断 	<p>調達の予定はない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 印刷 	<p>当該年度に調達する印刷（他の役務の一部として発注される印刷を含む。）の総件数に占める、基準を満たす印刷の件数の割合を100%とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食堂 	<p>当該年度に調達する基準を満たす食堂の総件数は2件を予定している。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車専用タイヤ更生 	<p>調達の予定はない。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車整備 	<p>当該年度に調達する自動車整備の総件数に占める、基準を満たす自動車整備の件数の割合を100%とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎管理 ・ 植栽管理 ・ 加煙試験 ・ 清掃 ・ タイルカーペット洗浄 ・ 機密文書処理 ・ 害虫防除 	<p>当該年度に契約する品目ごとの業務の総件数に占める、基準を満たす業務の件数の割合を100%とする。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 輸配送 	<p>当該年度に契約する輸配送業務の総件数に占める、基準を満たす輸配送業務の件数の割合を100%とする。</p>

・旅客輸送（自動車）	当該年度に契約する旅客輸送業務の総契約件数に占める、基準を満たす旅客輸送業務の契約件数の割合を100%とする。
・蛍光灯機能提供業務	調達の予定はない。
・庁舎等において営業を行う小売業務	当該年度に契約する基準を満たす庁舎等において営業を行う小売業務の総件数は4件を予定している。
・クリーニング	当該年度に契約するクリーニング業務の総契約件数に占める、基準を満たすクリーニング業務の契約件数の割合を100%とする。
・飲料自動販売機設置	当該年度の契約又は使用許可により調達する飲料自動販売機設置の総設置台数に占める、基準を満たす設置台数の割合を100%とする。
・引越輸送	当該年度に契約する引越輸送業務の総件数に占める、基準を満たす引越輸送業務の件数の割合を100%とする。
・会議運営	当該年度に契約する会議の運営を含む委託業務の総件数に占める、基準を満たす会議の運営を含む委託業務の件数の割合を100%とする。
・印刷機能等提供業務	当該年度に契約する印刷機能等提供業務の総件数に占める、基準を満たす印刷機能等提供業務の件数の割合を100%とする。

22. ごみ袋等

特定調達品目	調達目標
・プラスチック製ごみ袋等	当該年度の調達総量に占める、基準を満たす物品の数量の割合を100%とする。

II. 特定調達物品等以外の令和 4 年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

特定調達物品等以外の環境物品の選択に当たっては、エコマークやエコリーフなどの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するように努める。

III. その他環境物品等の調達の推進に関する事項

1. グリーン購入の調達の推進を図るため本省内組織として推進本部を設ける。体制概要は別紙のとおり。
2. 本調達方針は全ての部局を対象とする。
3. 調達の実績は、各品目毎に取りまとめ公表する。
4. 機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。
5. 調達する品目に応じて、エコマーク、エコリーフ等の環境ラベルの情報を活用することにより、判断基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。
6. 物品等を納入する事業者、役務の提供事業者等に対して、事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、原則として基本方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。
7. 本調達方針に基づく相談窓口は、大臣官房会計課とする。

厚生労働省グリーン調達推進体制概要図

